

東金税務署から確定申告に 関するお知らせ

ページへアクセス

令和2年分の確定申告の日時や会場等については、東金税務署からお知らせします。
なお、市で行う所得稅・住民稅の申告相談会の案内等は、広報2月号の特集記事として掲載する予定です。

◆令和2年分の申告と納稅の期限

▼所得稅および復興特別所得稅
2月16日(火)～3月15日(月)

※振替納稅をご利用の方は、4月19日(月)が振替日です。

▼消費稅および地方消費稅
3月31日(水)まで

※振替納稅をご利用の方は、4月23日(金)が振替日です。

▼贈与稅
2月1日(月)～3月15日(月)

◆e-tax申告

新型コロナウイルス感染防止の観点からも自宅からのe-taxをご利用ください。

申告書は、国税庁ホームページで作成・印刷もできます。

※ステップ1 「国税庁ホームページ」

※ステップ2 「申告書を作成」

※ステップ3 e-taxで送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンを用意。

②IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告される本人が顔写真付きの本人確認書類を持参の上、事前に税務署に

成会場および税務署の駐車場

お越しください。

◆申告書作成会場の開設

所得稅および復興特別所得稅、個人事業者の消費稅および地方消費稅ならびに贈与稅の申告書作成・提出会場を次のとおり開設します。

▼期間
2月16日(火)～3月15日(月) ※土・日・祝日を除く。

▼受付時間
8時30分～16時

▼相談時間
9時～

▼会場
東金商工会館1階(東金市東岩崎1-5)

※混雑回避のために「入場整理券」を配付します。

入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEアプリで事前に入手することが可能です。

LINEアプリでの事前発行は、国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」することで、日時指定の入場整理券を手する手続きが行えます。

▼注意
入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。

確定申告期間中は申告書作成会場および税務署の駐車場

は、利用できません。

車でお越しの際は、東金駅東口にある「タイムズ東金駅前第3駐車場」を無料で利用できます。ただし、台数に限りがありますので、可能な限り公共交通機関をご利用ください。

・公的年金を受給されている方は開設期間の前でも、2月3日(水)までは東金税務署で、4日(木)以降は申告書作成会場

で相談を受け付けています。

・申告書作成会場では、3月26日(金)まで消費稅の申告等の相談を受け付けています。

※3月29日(月)以降は東金税務署になります。

・申告書等の提出のみも、申告書作成会場で受け付けします。

・申告書の「控用」に收受印が必要な場合は、「提出用」と一緒に提出してください。

後日、「控用」に收受印を押印することはできません。

◆申告書の提出が必要な方

申告書の提出が必要な方のうち、主なものを紹介します。

①給与所得がある方

・給与の年間収入金額が2,000万円を超える方

・給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方

・給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方

※給与所得の収入金額の合計

医療費控除

明細書の添付義務化
(領収書などの5年間保管)

医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

平成29年分から令和元年分までの確定申告については、経過措置として従来どおり領収書の添付または提示によることも可能でしたが、令和2年分は経過措置が終了しています。

額から、所得控除の合計額(雑損控除、医療費控除、寄附金控除および基礎控除を除く)を差し引いた金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。

・同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている方

・災害減免法により所得稅および復興特別所得稅の源泉徴収額の徴収猶予や還付を受けた方

③退職所得がある方

外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある方

ただし、退職金などの支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合、一般的に退職所得に係る所得稅および復興特別所得稅は源泉徴収により課稅が済むことになり、退職所得の申告は不要となります。

④①～③以外の方

各種の所得金額の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から、所得控除を差し引き、その金額(課稅される所得金額)に所得稅の稅率を乗じて

計算した稅額から配当控除額を差し引いた結果、殘額のある方

※①～④以外にも申告書の提出が必要な場合がありますので、不明な点がありましたら、稅務署にお問い合わせください。

◆消費稅および地方消費稅

①平成30年分の課稅売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方

②平成30年分の課稅売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(平成31年1月1日から令和元年6月30日までの期間)の課稅売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方

※特定期間における1,000万円の判定は、課稅売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。

③平成30年分の課稅売上高が1,000万円以下の個人事業者で、令和元年12月末までに「消費稅課稅事業者選択届出書」を提出している方

〔贈与稅〕

◆法定調書の作成・提出はe-tax

自宅やオフィス、稅理士事務所などからインターネットを利用して法定調書や合計表を稅務署に提出することができます。

詳細は、e-taxホームページ(www.e-tax.na.go.jp)をご覧ください。

※令和2年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出期限は、2月1日(月)まで

東金税務署

00475(52)3121

稅理士による無料申告相談

申告書作成会場の開設期間前に、次の日程で「稅理士による無料申告相談～申告書を作成できます～」を実施します。

▶日時=2月4日(木)・5日(金)9時30分～12時、13時～16時

▶会場=保健文化センター3階ホール

▶注意

・小規模納稅者の所得稅および復興特別所得稅・個人消費稅、年金受給者ならびに給与所得者の所得稅および復興特別所得稅の申告書(土地、建物および株式などの譲渡所得がある場合ならびに住宅借入金等特別控除を初めて適用する場合等を除く)を作成して提出できます。なお、**提出のみの受付は行っていません。**

・確定申告に必要な書類(前年の申告書等の控えや源泉徴収票等)、筆記具、計算器具、印かんおよびマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカードまたは②番号確認書類および身元確認書類)の写し等を持参ください。

・会場の混雑を回避するために、**受付を早く締め切る場合があります。**

・申告書用紙の発送時期によっては、無料相談が終了している場合がありますのでご了承ください。

・個人消費稅の申告を希望される方は、消費稅率ごとに区分した帳簿等を持参ください。

・早朝からの来場はご遠慮ください。

会場内での感染防止策と 来場される方へのお願い

申告書作成会場および稅理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します。

・相談従事者は、日ごろから手洗い、うがいの徹底や、体調が優れない場合には相談に従事しないほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換氣するなどの対策を徹底します。

・会場へは、マスクを着用の上、できる限り少人数でお越しください。また、アルコール消毒液による手指消毒にご協力ください。

・入場の際に検温を実施し、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調の優れない方は、無理をせず来場を控えてください。

①令和2年中に110万円を超える財産の贈与を受けた方

②財産の贈与を受けた方で、配偶者控除の特例を適用する方

③財産の贈与を受けた方で、相続時精算課稅を適用する方

④財産の贈与を受けた方で、住宅取得等資金の非課稅を適用する方

※「相続時精算課稅」制度や「住宅取得資金の非課稅」制度を適用する場合は、期限内申告が必要となります。

◆法定調書の作成・提出はe-tax

自宅やオフィス、稅理士事務所などからインターネットを利用して法定調書や合計表を稅務署に提出することができます。

詳細は、e-taxホームページ(www.e-tax.na.go.jp)をご覧ください。

※令和2年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出期限は、2月1日(月)まで

東金税務署

00475(52)3121